

## 第4 浜松市介護予防・日常生活支援総合事業

# 訪問型サービスの改正点

## 人員基準

サービス名 (種別)	介護予防訪問サービス (現行相当の訪問型サービス)	生活支援訪問サービス (緩和した基準による訪問型サービス)
サービス 内容	生活援助（掃除・洗濯など） 身体介護（食事・入浴など）	生活援助（掃除・洗濯など）
人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆管理者：常勤専従 1 以上</li> <li>◆訪問介護員等：常勤換算2.5以上 【資格要件】 介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、<b>生活援助従事者研修修了者※</b></li> <li>◆サービス提供責任者：常勤訪問介護員等のうち、利用者40人に 1 人以上 【資格要件】 介護福祉士、実務者研修修了者、3 年以上介護等業務に従事した介護職員初任者研修等修了者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆管理者：専従 1 以上</li> <li>◆訪問サービス従業者：必要数 【資格要件】 介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、<b>生活援助従事者研修修了者</b>、一定の研修修了者</li> <li>◆訪問サービス責任者：訪問サービス従業者のうち必要数 【資格要件】 訪問サービス従業者と同じ</li> </ul>

※新たに、生活援助従事者研修修了者が生活援助に従事することを認める。（身体介護には従事できない。）

## 報酬

サービス名 (種別)	介護予防訪問サービス (現行相当の訪問型サービス)	生活支援訪問サービス (緩和した基準による訪問型サービス)
加算 減算	同一建物減算 90/100に相当する単位数 サービス提供責任者体制減算 70/100に相当する単位数 特別地域介護加算 15/100に相当する単位数を加算 中山間地域等小規模事業所加算 10/100に相当する単位数を加算 中山間地域等に居住する居住する者へのサービス提供加算 5/100に相当する単位数を加算 初回加算 200単位 生活機能向上連携加算 <b>(I)</b> 100単位 <b>(II)</b> <b>200単位</b> 介護職員処遇改善加算 それぞれの区分に応じた単位数を加算	同一建物減算 90/100に相当する単位数 特別地域介護加算 15/100に相当する単位数を加算 中山間地域等小規模事業所加算 10/100に相当する単位数を加算 中山間地域等に居住する居住する者へのサービス提供加算 5/100に相当する単位数を加算 初回加算 200単位 介護職員処遇改善加算 それぞれの区分に応じた単位数を加算

※従前の生活機能向上連携加算の要件を満たす場合は加算Ⅱの200単位とし、新たに、外部の介護予防訪問リハビリテーション事業所等のリハビリテーション専門職等からの助言を受けたうえで、個別サービス計画を作成することなどを評価。

# 通所型サービスの改正点

## 人員基準

サービス名 (種別)	介護予防通所サービス（現行相当の通所型サービス）
サービス 内容	入浴・移動・食事等の介助、運動、レクリエーション、機能訓練
人員	<p>【（例）定員15人】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆管理者 常勤専従1人</li> <li>◆生活相談員 1人 ※生活相談員又は介護職員のうち1人以上常勤</li> <li>◆看護職員 1人</li> <li>◆介護職員 1人</li> <li>◆機能訓練指導員 1人</li> </ul> <p>対象資格 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、 あん摩マッサージ指圧師、<b>一定の実務経験を有するはり師、きゅう師</b></p>

※機能訓練指導員の対象資格に、一定の実務経験（機能訓練指導員を配置した事業所で6カ月以上機能訓練指導に従事した経験）を有するはり師、きゅう師を追加。

## 報酬

サービス名 (種別)	介護予防通所サービス（現行相当の通所型サービス）
加算 減算	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆定員超過・人員欠如減算 70/100に相当する単位数</li> <li>◆中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5/100に相当する単位数を加算</li> <li>◆同一建物減算 ▲376～▲752単位</li> <li>◆若年性認知症利用者受入加算 240単位</li> <li>◆生活機能向上グループ活動加算 100単位</li> <li>◆<b>生活機能向上連携加算※1 200単位</b></li> <li>◆運動器機能向上加算 225単位</li> <li>◆<b>栄養改善加算※2 150単位</b></li> <li>◆<b>栄養スクリーニング加算※3 5単位/回（6月に1回を限度）</b></li> <li>◆口腔機能向上加算 150単位</li> <li>◆選択的サービス複数実施加算 2種類 480単位 3種類 700単位</li> <li>◆事業所評価加算 120単位</li> <li>◆サービス提供体制強化加算 24～144単位</li> <li>◆介護職員処遇改善加算</li> </ul>

※1 外部の介護予防通所リハビリテーション事業所等のリハビリテーション専門職や医師が通所型サービス事業所等を訪問し、共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画等を作成した場合。（運動器機能向上加算を算定している場合は100単位/月）

※2 外部の管理栄養士の実施でも算定を認めることとする。

※3 介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護予防ケアマネジメントの実施者等に栄養状態に係る情報を文書共有した場合